

第3回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校） 会議録

1. 日 時 平成29年7月14日（金）10：00～12：00

2. 会 場 大阪市教育センター 第5研修室

3. 出席者

（委員）

岡崎委員、添田委員、岡田委員、山口委員、香川委員、松山委員、仁平委員、新井委員、藤田委員、大澤委員、赤石委員、竹内委員、藤澤委員、玉村委員、枝元委員、中村委員

（事務局）

加藤指導部長、水口教育改革推進担当部長、飯田学校力支援担当部長、高橋中学校教育担当課長、岩本インクルーシブ教育推進担当課長、高橋初等教育担当課長、富山教育活動支援担当首席指導主事、八木次席指導主事、片岡総括指導主事、青山指導主事、石原指導主事、城牆指導主事、永原指導主事、古田中学校教育担当総括指導主事、井上指導主事

4. 議 題

（1） 答申案の検討

5. 議事録

はじめの言葉

（委員長）

失礼します。みなさん、おはようございます。暑い中、定刻にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより、第3回選定委員会をはじめます。

選定委員会は、本日が最後の開催となっておりますので、進行の方、どうぞご協力よろしく願いいたします。それでは座らせていただきます。

配付資料について

（委員長）

最初に事務局より配付資料についての説明がございます。お願いいたします。

（事務局）

おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。配付させていただいております資料は、本日の次第1枚と座席表、今回新たに作成いたしました、答申資料（案）、そして前回の資料を入れています封筒、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

前回の各委員からのご意見・ご質問および答申資料（案）について

（委員長）

では、次第の「2 前回の各委員からのご意見・ご質問および答申資料（案）について」説明をいただきます。

まず、前回、東書や学図の専門調査結果の「特に工夫・配慮」の欄に、「男女の平等については課題がある」といった表記について、質問がございました。回答を専門調査会の調査員の校長先生に持ち帰っていただいておりますので、校長先生どうぞよろしく願いいたします。

（調査員）

よろしく願いいたします。座らせていただきます。まず、前回、東書や学図の専門調査結果の下の「特に工夫・配慮」の欄の、「男女の平等については課題がある」といった表記についてご質問をいただきました。

実は、観点2の「教育基本法に基づく観点」につきましても、専門調査会としても非常に難しいところがありました。といいますのは、この「男女の平等」を含め、この部分の観点につきましても正直なところ、工夫・配慮を要するほどの特記事項が少なく、各発行者に大きな違いも見られませんでした。ただ、前回お示しした専門調査結果は、どの観点についても所見を入れるために、学校調査会の結果報告を加味したものでございます。事務局とも確認しましたが、実際のところ学校調査会の報告にもこの部分の観点についてはごくわずかし報告がなかったとも聞いております。そこで、再度、専門調査会としてそれぞれ確認しましたところ、特に配慮を要するとまでは言い切れないと判断いたしましたので、この「男女の平等」につきましても、誤解を与えかねませんので、これらについては、特記事項は「特になし」と考えていただければと思います。

また、「男女の平等」以外の「教育基本法に基づく観点」についても、同様に「特になし」と考えています。

また、「特に工夫・配慮を要する点」における「インクルーシブ」に関する記載につきましても、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」という大阪市の従来進めてきた観点で再度確認いたしました。その結果、「男女の平等」と同様に、誤解を与えてしまうと懸念されますので、答申につきましても、その部分については削除もしくは「特になし」になるのではないかと考えています。

また前回お伝えしようと考えていたこんなことなのですけれども、8者それぞれ、教科書は、各者、社の方針に則り、学習指導要領に即して幾度となく審議を重ねられたのではないかと思います。工夫したところ、それから特色を出されたところ、多々ございます。我々、専門調査会では、本当に素敵な教科書ばかりだなということで学ばせていただくことが多々ございました。

専門調査会としましては「調査の観点」に則り、常に「大阪市の子どもが使うならば」それから「大阪市の先生が授業で使うならば」この2点を視点としまして調査研究してまいりました。

今回採択された教科書は平成30年度、31年度の2年間現場で使われることとなります。平成32年度からは次の採択となります。したがって、この2年間をどのような2年間にするかということが大切なのではないかと思います。そこで次の2つのフィルターを考えていただければありがたいと調査会では

思っております。

まず1点目は、大阪市の子どもというフィルターでございます。大阪の子どもの中には、文章の読み取りが本当に苦手な子どももいます。道徳の時間は、教材を読み取った上で、それが本当に基本になるのですが、さらに児童一人一人が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深めることで道徳性を養うのがねらいでございます。

いわゆる、見開きページであったり、平易な言葉を使っていたりと、子どもが読み取りやすい、親しみやすい工夫のあるものがないのではないかと考えています。

もう一つのフィルターでございます。これは大阪市の教員ということで考えていかなければと思います。ここ5年ほどで、たくさんの若手教員が採用されました。本校で申しますと、1年生から6年生まで12学級ございますが、5年未満の教員が担任をしているのが4クラス、少し幅を広げて10年未満になりますと、さらに3クラス、合計7クラス、12クラス中7クラスが10年未満の教員が担任をしているような現状がございます。

また、これまで道徳の時間では、読み物資料の登場人物の心情を読み取るだけで終わっていたり、観念的に道徳的価値を教え込んだりの授業が少なからずあったように思います。これまでは副読本を使った「道徳の時間」でしたが、来年度からは「特別の教科 道徳」となります。

そこで、この2年間で、全ての子ども、全ての教師が、道徳科という教科としての「型」をしっかりと確立させていただきたいと考えています。

現在、大阪市の小学校では、若手教員、経験の少ない教員が多くいます。その意味では、道徳科の授業展開や、内容項目、評価などについて、教科書を使って教えながら教師も学んでいかなければならないのではないかと考えています。

そのため、学習の手引き等を設け、子どもはもとより、教員が一目で、導入、展開、終末の1時間の流れがわかるものがよいかと思います。道徳的価値を深く考えられるような問い、または学習を通してわかったことを確かめ生かす問いなどがあればよいと考えます。

ただ、手引き等が詳しすぎますと、子どもの実態に対応できなかつたり、教員の裁量を奪ったりすることにもなりかねないので、そのあたりはよく見ていかなければならないかとも思います。

私からは、以上です。

(委員長)

ありがとうございました。今、前回の質問の回答をいただきました。まず始めには、下段の「特に工夫・配慮を要する点」のところで男女平等を含め、教育基本法に基づいた観点やインクルーシブ教育の部分については「特になし」あるいは削除するとの考えを示されましたが、それでよろしいでしょうか。ご質問があれば、この場でご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、この場で決めたいと思います。それでは「特になし」の表記で構いませんか。

ありがとうございます。それでは、その形にお願いします。

前回、質問以外に委員から様々な意見が出されましたが、そのなかに、「立ち位置を定めてから答申を書く必要があるのではないか」というご意見ございました。そのあたりのことが先ほど校長先生のほうから、専門調査の調査員さんとの中のお話の感想もたくさん含まれていたと思います。

経験の浅い先生が多い中、この2年間でどのように「特別の教科 道徳」を教えていくのか。先生も一緒に学びながら指導を確立していく。しかも柔軟に教えることができるものであるべきだという意見でございましたが、この点につきましてもご意見があればよろしくお願いたします。

若手教員のお話もありましたが、どの教員も使えるというイメージにしますと、学校の現場のお立場から、校長先生方のご意見はございませんか。

同様のご意見でよろしいですか。

ご自身の学校の現状からお話しいただいて、今の大阪市、教員の現状がよく分かるようにお話しされたと思います。さらに、道徳をどう教えるか、どういう教科書を選ぶかというご意見もたくさんいただきました。校長先生方、付け加えでもあればと考えますが。

では、お願いたします。

(委員)

そうですね。学校現場、本当に若い先生が増えているというがあるのですが、小学校、特に生野区など、小規模化が進んでいまして、単学級の学校も増えています。その中で、隣のクラス、学年で一緒に道徳の授業をどうしていこうということを考えるということができなくて、一人の担任の裁量に任せがちの中、校長先生がおっしゃるような視点ですね。

まず、教師も学びながら、2年間授業の仕方ということを身に付けていく過程が、非常に大事ななと思います。ありがとうございます。

(委員長)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

今、校長先生のご質疑、非常によくわかりました。ぜひ答申の中に、前文として、文言として、書き込むべきものかなというくらいに思いました。実際は、答申はこれなのですね。ですからそれはもったいない。中に文字化するのは難しいかもしれませんが、ぜひこの答申を教育委員会に出すときには、校長先生がおっしゃった哲学ですかね。柱。フィルターと言う言葉が使われましたけれども、まさに柱ですね。そこがブレずに、ちゃんとこのところを定めて、この答申を書いたんだ、というところが伝わるように報告の仕方をしていただければありがたい。

(委員長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

(委員)

私が思ったのは、子どもたちが心豊かにのびのびと学んでいくプロセスの中で、社会のルールとか、決まり事とかを発達の段階にきちんと組み込んで学んでいく。

そして、いじめは何から発生するのか。根本的に良い・悪いの判断をいろんな観点から気づかせるとい

うことで、関西弁を使うから大阪らしいのではなく、コミュニケーション能力の高さとか、誰に対しても親切にできるとか、そういうことが大阪の子らしいと言うことに気づかせるということと、いろんな道徳の本を見させていただいて、ノートとかもあるんですけども、答えっていうのはないですね。

子どもたちが書いた答えにそれが正解かと言う事はないと思うんですけど。そういうところが教員一人一人の裁量にかかってくると思うんです。それが間違いとか正しいではなく、それも、その子の心の1つだと思って、大切にしていっていただきたい。

間違っていると思われることを良い方向にもっていくということが、道徳教育だと私は思っているの、振り返ったときにあの時はこうだったなと言うことに子どもたちが気づいてくれたら、この道徳教育は設定して良かったかなと私は思います。

書かれたノートをきちっとどう扱うかということも、その時書いたことを後で見返した時に、それがいじめとかに逆につながらないように、この時、間違っているか、気づかなかった時に書いた言葉が、あの子はこのことに関してこういう言葉を書いているとかという、そういういじめにつながるようなことにならないように教員の方にも配慮はしていただきたいなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。子ども心に気付かせたり、子どもを育てたりする教科としての道徳についてお話しされたのではないかと思います。ありがとうございました。

他にはないでしょうか。委員会の立場ですが、研修と言う事では若手教員の研修は教育センターでたくさん実施していますが、その観点でご意見はありませんか。

(委員)

教育センターの方でも、この道徳の教科化ということで、様々な研修をやっています。特に道徳教育推進教師を対象とした研修を始め、年次研修とか、教育課程研修とか様々な研修を通してやっていますが、その中で今年、特に大事にしなければいけない事は、教科化と言うことで、「特別の教科 道徳」という授業が、専門調査会の「柱」について先程の校長先生の話にもありましたけれども、どの先生もやはり安心して自信を持って、まず授業できるようになること、そしてそれがどの学校でも年間通じてきちっと教科としての道徳ができるようになること、ということをお願いして研修等もやっておる現状でございます。

先ほどそれぞれの委員の先生からいただいたご意見、やはりそういうところが大切な視点ではないかと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。本当に教科としての道徳に対する柱になるところ、たくさんご意見をいただきましたので、この後もそれらを十分話しながら選定を続けていきたいと思っております。それでは、専門調査員の校長先生に対しては以上でよろしいでしょうか。それでは校長先生、本日はありがとうございました。

それでは続きまして、事務局からは答申資料(案)を作成してもらっていますが、それにつきまして説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。答申資料(案)について説明させていただきます。前回、第2回選定委員会でのご意見と、先ほどの校長先生、専門調査会からの回答された内容を反映して、専門調査結果の修正を行い、この答申資料(案)を作成しております。

まず、大阪市に関する観点のうち大切な観点として、「いじめの防止」についてご意見がありました。「いじめの防止」については、すべての発行者の教科書で扱われていました。「いじめの防止」に関する記述は、「調査の観点」の「1 大阪市教育行政基本条例・大阪市教育振興基本計画に基づく観点」の丸番号の⑨「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現に配慮されているか」に該当しますが、「3 学習指導要領に基づく観点」の②「いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意されているか」これにも該当します。調査の観点「1 大阪市教育行政基本条例・教育振興基本計画に基づく観点」の⑨は、大阪市教育振興基本計画の最重要目標でありますので、この「いじめの防止」についての記述は、すべて観点1の一番上段に記載させていただきました。

また、道徳科の大切な観点についてのご意見がありました。「3の学習指導要領に基づく観点」での③「物事を多面的、多角的に考える」と⑨の「児童が多様な感じ方や考え方」については、道徳が教科になった時の大きな柱なので、とても大切な観点であり、必ず、上の「特に優れている点」か、下の「特に工夫・配慮を要する点」かのどちらかで触れるようにすべきではないか、そのようなご意見を前回いただきました。

専門調査会調査結果を確認しましたところ、すべての発行者の調査結果に③と⑨のどちらかの記載が、上の「特に優れている点」か、下の「特に工夫・配慮を要する点」かのどちらかにあることが確認できました。

そこで、③と⑨の内容について「特に優れている点」に挙げられている発行者については、この「特に優れている点」の3の学習指導要領の段の一番上段に記載するようにしております。

その他の文言についても、いただいたご意見を中心に修正を行っております。いじめに関する文言については、「いじめ問題」という言い方であったり「いじめの防止」であったり、文言がバラバラでしたので、「いじめの防止」と統一させていただきました。

また、「読み物」「活動」「道徳ノート」については、「分冊」であったり「別冊」であったりと、文言がバラバラでしたので、「分冊の『読み物』」「分冊の『道徳ノート』」というように統一させていただくなど、表記の統一や、誤字・脱字の修正なども少しさせていただいております。

なお、本日はこの答申資料(案)1枚1枚について、内容の整合性などについてご確認・ご検討をお願いいたします。

教育委員からは「メリハリをつけた答申を作成してほしい」との意見もいただいております。

今回より、各資料の一番上に総評の欄をつけた経緯もございますので、各発行者の総評の表現についてもぜひご検討いただきまして、選定委員会としての答申資料を確定していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

事務局の説明は繰り返しません、加除訂正したところはそれで続けていきたいと思っております。

事務局が言っていたメリハリをつけた答申、教育委員からのご意見と言うことですが、総評の表現についての検討を皆さんにやっていただきたいとのことですが、そのことについてのご意見はございませんでしょうか。総評の書き方についてのご意見についていかがでしょうか。

(委員)

今、委員長からもありましたけれども、総評に最初に目がいくと思うのですが、この答申案を見ますと、特に優れている点とよい点のみが書かれているということですが、もちろん平等・公平な点からとえば理解できるのですけれども、今のお話でしたら、事務局からメリハリという点から言うと少しわかりにくい。

下に「特に優れている点」、「特に工夫・配慮を要する点」がここに書かれているわけですが、メリハリをつけるということであれば、総評についても、特に工夫・配慮を要する点について特筆すべき点があれば、総評にも書類に付け加えていくというのも方法ではないかと思えます。

(委員長)

今、総評の欄に「特に優れている点」がまとめられている現状ですけど、さらに「特に工夫・配慮を要する点」も、もしも特筆すべきであれば、総評の中に組み込んでいけばメリハリがつくのではないかというご意見が出たのではないかと思えますが、他いかがでしょうか。

(委員)

もしあった場合にだけ書かれていたら、工夫するところがある会社とない会社が出てくる可能性もあるので、特にない場合でも、ちょっと気をつけてほしいところも一緒に載せて頂いたらどうかと思えます。

(委員長)

全者に。

(委員)

そうですね。全者に良いところと工夫するところを。

(委員長)

両方の特筆すべきところを書いた方がいい。いかがでしょうか。

(事務局)

教育委員の方からはもちろんメリハリという意見はありました。それと忌憚のない、最後決めるのは教育委員の私たちなので、忌憚のない意見を書いてくれたらいい、という意見をいただいています。

本当にこれはぜひ書いておくべきだ、と言うのがあれば書いたらいいし、全者になければないでもいいですし、そこはちょっとメリハリと言う観点では、いろいろ考えていただいたらと思えます。

(委員長)

忌憚のないご意見をメリハリつけて書いてください。そのほうが、私たちも分かりやすいですという教育委員会からの意見をいただいております。

他にいかがでしょうか。今ちょっと、ざっと総評を見ていただいて、これが決定打だというのを、教育委員さん達が選定するときに分かりやすいかどうかという点で総評を見ていただき、特に工夫・配慮を要する点が付け加えられていることによって、その1者1者の特徴が見やすくなることに気をつけていけば良いのかなと思っておりますがいかがでしょうか。

それでは答申資料、総評については、特筆すべき点があれば、「特に優れている点」だけでなく、「特に工夫・配慮を要する点」についても所見に加えていくと言うことでよろしいでしょうか。ではそのように審議を続けていきたいと思えます。

答申資料についての審議

(委員長)

では、答申資料についての審議を行います。第2回、第3回の報告、並びに協議や検討内容から、答申資料全般をご覧ください、1ページずつ審議いただきたいと存じます。また本日の会議で答申資料を決定してまいりますので、よろしくお願いいたします。

話し合いの視点ですが、今、たくさんのご意見をいただきました。整理しますと、次の3つの点ではないかと思えます。

まず、選定委員会としての評価も含めて特筆すべきところが総評に表現できるか確認していただきたい。

次に、「特に優れている点」や「特に工夫・配慮を要する点」の内容や表現は妥当であるか、この確認をお願いいたします。

最後3つめは、当たり前のことですが、最終の確認、誤字脱字等も含めまして皆さんでよろしく確認していただきたいと思えます。どのように修正すればよいか、具体的な発言をいただきながら進めてまいりたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1枚目の東京書籍の答申資料についてご覧くださいたいと思えます。先程ありましたように、1番の大阪市教育行政基本条例のところ⑨が入っていますとか、3の学習指導要領のところ③⑨あたりが入っていますとか、「特に工夫・配慮を要する点」につきましても、③⑨について書いていますとか、その辺のところも確認をお願いしながら、もしも総評に加えるとしたら、この辺りを加えたらどうか、というご意見をいただけたらありがたいと思えます。

まずは、東京書籍からいきたいと思えます。ご意見ありましたらお願いいたします。

(委員長)

事務局として、総評にもし加えるならば、という何かお考えはありますか。各者でもかまいません。いきなり、配慮を要するところを加えましょう、ということでしたので、ここに文言は表現されていませんので、もし、加えるならば、ここの会社のこんなところ、もし、一つでもお考えがあれば、お聞かせいただきたいのですけれども。

(事務局)

東書に、というわけではないのですが、やはり、前回ありました学習指導要領の観点の中で、③や⑨ですね、多様な・多面的な部分、そういったもので、もしそこでやはり、もうちょっと工夫・配慮があるんじゃないかというところがあれば、上にも入れていくべきでないかなと、考えているところがございます。

(委員長)

東京書籍でしたら、特に工夫の点で、③が学習指導要領のところ少し書かれてましたね。③⑩の形で…。「考える観点は示されているが、自ら問題意識をもって考える学習展開をするには授業者の工夫を要する。」という風なところで③⑩があるのですが、こういったところを拾っていくという考えでよろしいか。

(委員)

この会社だけでなく、これから全部、やはり最初は、校長先生がおっしゃった2つの柱ですね、「大阪の子ども、読み取りが苦手なんだ」ということと、「大阪の教員が、今、12クラス中7クラスが若い」というところ、そこに照らし合わせて、総評に入ると、いいのではないのかと思うのですが。具体的には言えなくて申し訳ないのですが。

(委員長)

ありがとうございます。まさにそこが大事な柱ですよ。そこに工夫が入ってあれば、総評の中に書いていかなければいけないと思いますが、そういう表現はございますか。

(委員長)

先ほど、一者ずつ見て行こうか、と思ってお示したんですけれども、もし、今の観点でトータルにすべての教科書を、まず観点で8者見て行くという形のほうが見やすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと見方を変えていってもよろしいですかね。

そしたら、今までおっしゃった、教員が使いやすいとか、読み物が苦手な子どもとか、大阪の子どもたちに即しているか大阪の教員に即しているかという点で、8者を見ていただいて、その観点でもしも工夫があるのならこれを総評に書き足したらいいんじゃないか、という会社がございましたら、その点のご意見をいただきたいと思います。ちょっと時間をとりますので、8者を見ていただいてかまいませんか。

(委員長)

お気づきの点やご意見がございましたら、どうぞ、おっしゃってください。

(事務局)

全体的に言えることですが、この答申資料というのは最終的に公開資料になるわけですので、各出版会社も目を通すわけです。出版会社が目を通したときに、教育委員会としては、説明責任がござい

ます。説明責任がつかないような表現の仕方については、少し改めていただければと思います。

例えば、東書で一番下の「資料その他」のところで「言葉が難しい。説明しなければいけない言葉がある」とかは、もう少し配慮が必要ではないかと思います。

あるいは、教育出版の「資料その他」のところには「道徳ノートや書き込むところがない」の表現。道徳ノートがないのは他にもございますので、こういった表現をどうするか。

日本文教出版の一番下の「分冊の道徳ノートは、毎回あるとやや使いにくい」。どうして使いにくいのかという説明が必要になってくると思います。

次の光文。「道徳ノートがなく」といった表現の仕方。そういったところも考えなければいけないです。

一番最後のあかつきなどは、総評のところに「道徳ノートがあることによって評価につなげることができる」というような書きぶりですが、道徳ノートがなければ評価につながらないのか、というような受け取られ方もしますので、そういったところも少し考えていただきたいと思います。

(委員長)

そうですね。ノートのあるなしで左右するわけではございませんので、そこは事務局に修正をお願いしたいと思います。

(事務局)

それと、できるだけバランスのよい書きぶりが必要になってくると思っています。先程からもございませうように、いろいろな、多様な子どもの見方・考え方が出せるような資料が必要になってくる、という意味では、例えば、学研の「葛藤場面がある資料が少ない」とか、あかつきにも「葛藤場面のある資料がやや少なく感じる」とありますのは、これはかなり大きな形になっていくのかなと思います。そのあたりもご検討いただけたらありがたいと思います。

(委員長)

今のことにつきましても、ご意見いただきたいのですが、今、2つの視点で進めている部分になってしまっていますので、まず、今いただいたご意見と、先程言った子どもの視点と、教員の指導力の視点の、今3点で見ていただきたいということで話が進んでおりますが、どの点につきましても、ご意見ございましたら、どうぞご自由にお問い合わせいただきたいと思います。

(委員)

失礼します。先程、校長先生の2つの視点ですね、子どもにとって、教員にとって、ということですが、下の欄の「特に工夫・配慮を要する点」の中に、「授業者の工夫を要する」とか「授業者の配慮が必要である」という文言が出てきます。これは教師にとって、ということですがけれども、子どもにとってどうか、というところでいきますと、例えば「文字が小さくスペースがせまい」とか「文字の大きさが違って読みにくい」とか、子どもにとっての観点と言うことも入っているんですけども、この辺はちょっと整理をして、総評に入れられるものなら入れていかないと、初めにあった「メリハリのある答申」という風にはなりにくいのではないかと感じました。

(委員)

どの会社にも一長一短ありますが、道徳ノートもなく、教科書に書き込むスペースもないというところで、1年生の教科書を見せていただいたのですけれど、特になから問題かというところではなかったんですね。

会社でいうと、光文では、3の学習指導要領の中には⑨しかなくて、③はないのですけれども、1年の教科書を見せていただいたら、「ちゃんとの達人」など自尊感情を推進するようなところもたくさんあって、問いかけがとても親切だったのです。やる気を出させて楽しく学習させるということには、優れているかと思ったので、③はなかったが、私はよいと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。今、たくさんご意見いただきながら、事務局の方で最後にまとめてもらわないといけないと思っているのですけれども、忌憚のないご意見をどんどんお願いしたいと思っています。

(委員)

すいません。今、光文のところで意見が出ていたのですが、「特に工夫・配慮を要する点」の外的要素の「教科書が大きく分厚いので子どもたちにとっては扱いにくい」ということが、記述があるのですが、今見ていまして、若干6年生になると少し厚くなるくらいで、あんまりこれは関係しないのかなという感じがいたします。

それと、全体を通してなんですが、③と⑨のいじめの問題、自尊感情については、かなり重点的に考えなければならないが、それ以上に、やはり社会のルールやマナーという部分で、相対的にいきますと、マナー、とくに教出の総評で書かれてあるのですが、実践につながるような工夫が見られるということで、教出の教科書を見せていただいたのですが、基本的な礼儀とマナー、こういったものはやはり、いじめの防止にもつながるのか、という観点からいきますと、子どもたちにとってわかりやすいルール、最低限の礼儀とマナーを書いているところなんかはいいと思います。なかなか他の教科書も、全部の学年は見られなかったが、低学年1・2・3年の教科書を見ていますと、自然と礼儀とマナーというのがけっこう記述されているのですけれども、スキルトレーニング、こういった実践につながる工夫が見られるというのは、いいのではないかという感じがいたしました。

(委員長)

総評の方にちょうどそう書かれていますので、それでいいんですね。

(委員)

はい。

(委員)

よろしく願いいたします。この8者を見させていただきまして、どこにもいじめとか読み物、生命の尊さ、礼儀とマナー、気づきとか友情とかいうことば、それぞれ盛り込まれていて、本当によくできてい

る。

私は学校に出入りをさせていただいておりますので、子どもを見ることも、先生方とも御一緒させていただくことも多いのですけれども、子どもって、本当に何もわかってないかなと思っていても、大人に対してキラリとすごいことを言ってくれて、先生方もそのことに対して一生懸命なさっている、ということがありました。

道徳ということについては、子どもがわかりやすく、先生が教えやすく、ということだけで、本当にいろんなことをあまりにも言い過ぎていたら、すべてのことを含んでいたら、なかなかそこまでまとめているのは……。書籍はいろんな会社がありまして、違うのですけれども、やっぱり何かを、大阪の子どもたちが道徳で「これだけは」ということに重点を置いていただかないと。他のことを学んでもいいじゃないですか、大阪のことだけじゃなくて。そういう風な選考の仕方を、選び方をさせていただいてもいいのかなと思って。

教科が増えるということで、小さな子どもたちが、外的なことと言えば重たくなる、道徳の教科書はどうするのか、持ち帰るのか、一番現場に近いというときには、そういう風なことから問題も発してくると思いますし。

子どもたちと先生を信じて、道徳が楽しく学べるようにということを、たくさんの本をみんなは見きれませんが、なるべく低学年を見させていただいて、そのように感じました。先生方も教育委員会の方々も一生懸命に考えてくださった答申を読ませていただいて、実によくできていると思って。あまり文句をいうところもございませんけれども、これで進んでいっていただければいいのではないかと、というのが、今のところの意見でございます。

(委員長)

ありがとうございます。本当に大阪の子どものために、今の現在の教員が道徳の教科をきちんと指導できるように、そういう観点で見て行こうということなのですから。

先ほど、委員からのご意見もあったのですけれども、まとめの総評に加味していくときに、こういう文言も入れていかなければならないのではないかと、とかの具体的なことがありましたら、その辺に視点をしぼりながら進めていきたいと思うのですが。

(委員)

確認ですが、学図の大阪市教育行政基本条例の1番の「保護者向けページがあり、家庭との連携を図ることも考慮している。⑨」になっています。「保護者向けページ」について具体的に教えてほしいのですが。

(委員長)

事務局確認していただいてもいいですか。

(委員)

すいません。失礼します。最近、インターネットとかスマホとか、問題になってきておまして、こちらの方、8者についてずらざらと書いてあるんですが、SNSの危険性や情報モラルについて書いてありました、と何者か書いてあるんですけれども、実際、日文さんの3年生では表記してあるのですが、それ

に関しては載っていない。書いてあるのに載ってない。そういうところが見受けられたので…。

(委員長)

すいません。日文のどの行か言っていただけたらありがたいのですが。

(委員)

他のところには、SNSやインターネットの使い方について、先程委員が言ったように、マナーとかそういう点に考慮しているんですけども、私もそれに特化して見ていったんです。

けれども、実際、日文の教科書、小学校3年生の「生きる力」に⑩番に載ってしまっていて。インターネットに関することですね。こちらの答申書には、SNSとかそういったことは明記してないと思うのですが。

(委員長)

いかがですか。事務局、わかりますか。SNS等について書かれているということはありませんかね。あ、どうぞ、事務局から。

(事務局)

失礼します。情報モラルに関することをすべての会社について書く、ということにはなっていないので、日文は、他のよいところが先に挙がっている、というように思っております。

(委員)

すいません。先程の保護者向けを発見しました。こちらですね、2冊あって、「読み物」と「活動」の最後のページに「保護者の方へ」というのがあります。このことですね。

(事務局)

分冊の「活動」の最後のページに「保護者の方へ」ということで、この教科書がめざすことを明記しています。

(委員)

学図の1年生の11ページのところの「お家の人にあなたのよいところ書いてもらいましょう」というのがあると思うんですけども。こういうのになるかと思うんですけど。

(委員長)

いかがですか。保護者向けに対しても、教科書の中に使えるようになっていくというのは、そこらへんのことですか。

(委員)

これは、学図だけですか。

(委員長)

事務局どうですか。それは学図以外にはないのですか。はい、どうぞ。

(事務局)

特に「保護者の方へ」ということで、ページを割り振ってですね、このような形で文章化しているのが、学図でございます。

(委員長)

学図では、特筆すべき。そこだけでしたら、そうなるのかもしれませんが。保護者の目線ではどうでしょうか。このページについて。

(委員)

いいことかと思います。これは、子どもと保護者のコミュニケーション。我々保護者の立場で、やはり最近、保護者のモラル。あまり大きな声では言えませんが、私も含めて見直す、子どもと一緒に考えてもらえる、という部分では、いいのではないかと思います。

(委員長)

それは、みなさんのご意見としては、総評の中に入れていってもよい、ということでしょうか。

(事務局)

補足ですけれども、先程申しました学図のほうは、「めざすこと」という形で1ページ割いておりますけれども、先程1年生の事例がございましたが、日本文教出版の、これも分冊でございますが、例えば、6年生の分冊「道徳ノート」の一番最後のページでございます。

例えば、そこに「保護者記入欄」という形で、子どもが書いたこと、それを保護者が評価し、そこにコメントを書いていく欄も設けているといったような、家庭と一緒に道徳的なことについて考えていく活動を設けているということでございます。

また、1ページ割いているということではないのですが、裏表紙のところには、「先生や保護者の方へ」ということで、道徳ノートの活用の目的についても○囲みで書いてあります。

(委員長)

分量的な差はございますが、他の発行者でも取り扱っているということによろしいですね。

(委員長)

今、様々にご意見をいただいているのですが、これまでにいただいたご意見をまとめて、総評の中に書き込むというのは、とても難しいですけれども、今日、実はこれを決定していかなければいけませんので、みなさんのご意見を少し事務局の方でまとめてもらってもよいでしょうか。

今いただいた中でまとめる時間を取ろうと思うのですが、いかがですか。他にご意見ございませんか。

(事務局)

今、岡田委員長の方からお話がありましたように、今々この時間に全部を、どうこう文言を触りにくいと思いますので、これまでにいただいていますご意見をもとにしまして、今おっしゃっておられます総評のところとか、改めて事務局で少し触った上で、もう一度集まってということはもう機会がございませんので、それらを事務局の方でできるだけご提示できるようにはさせていただこうと思いますので、その辺でご了解いただけたらありがたいと思います。

(委員長)

今日、実は答申を決めていただければいけないのですが、後ほどの時間が取りにくいというのであれば、この場で少し休憩を挟んで時間を取り、事務局で案のようなものを、少し書き足してもらったものを教えてもらえるということではできませんか。

(事務局)

ある程度はできると思うのです。けれども、細かいところまでとなりますと、ちょっと難しいかなと思っております。

(委員長)

ちょっとここで、皆さん、もう一度資料と教科書等を見る時間を取りますので、その間に事務局のほうで、これまでに話題に出ていますご意見等を、書き足すとすればこのような形でこういう風に入れ込みたい、という例を一つ二つ出していただいた中で、また後日、できあがったものをという形でも、時間的には間に合いますか。

(事務局)

教育委員会会議が来週の金曜日ですので、それまでにはもちろん、何らかの形で郵送なりメールなりでお示しすることは可能です。

(委員長)

では、ちょっと時間を置いて、総評に加味する点を、事務局のほうで簡単にまとめていただいたものを、この場で示していただきたいと思います。その上で、事後のことはまた判断させてもらいたいと思います。今、11時ですけれども、11時半まで、25～6分あります。この間ちょっと休憩を挟みまして、打ち合わせさせてもらってもかまいませんか。よろしいですか？

そうしましたら、11時半まで休憩及び資料を見る時間といたしますので、その間はみなさん、隣同士でご協議いただきながら、よいものに意見いただけたらありがたいと思います。一旦ここで休憩を入れます。

休憩（審議の確認と修正作業）

審議再開

(委員長)

総評のところで説明を。

(事務局)

学図の総評のところは、「しかし、2分冊の課題がある」を書き加えました。総評自体には、分冊の良いところも書かれているので、そのようにしてはどうかと。あとは、

教出・・・一方、「学びの手引き」が具体的すぎて、多面的・多角的な学習指導の展開には配慮を要する。

光村・・・しかし、文字が小さく、長文が多いため配慮を要する。

光文・・・しかし、教材文の下に発問や吹き出しなどの問いかけが多く、学習展開に配慮を要する。

学研・・・しかし、サイズが大きく、教材冒頭に主題の記載がない。

(委員長)

このような形で追記されたり工夫されたりしてはどうかということですが、まだまだ時間がないので今、急場で整理していただいているということもございますので、このままというよりはもう少し熟考していく時間も必要もあるかと思えますけれども、こんな形で良い点プラスアルファ、さらに、工夫が必要なことを文章で書き入れていくイメージでいかがでしょうか。こんな感じで修正をしてさらに加えていくということがかまいませんでしょうか。その他いかがでしょうか。

(委員)

光文の、「問いかけが多く、学習展開に配慮を要する」とあるのですけれども、教科書を見せてもらったのですが、問いかけの言葉は適切と思うのです。正しく学習しやる気を出すには、すごく良かったのでこれを書くことによってマイナスに働くことになるかと思うのですけれども。

(事務局)

6年生の102ページなど、どこでもいいのですが、下の方に吹き出しがございます。何年生でも同じなのですが、最初のところに単元の初めの主題があり、最後にも「～でしょうか？」等の主発問があります。

それに加えて教材途中の文章の下に欄外に吹き出しで発問があります。この発問が児童の思考の流れを止めてしまうのではないかと専門調査会の校長先生から聞いておるところです。

(委員長)

下の吹き出しが、本来先生が問うべき発問内容が書いてあるということで、柔軟性がなくなるということが専門調査会の意見にあったということですね。

(事務局)

柔軟に授業を展開するには少し妨げになるということです。子どもたちの発言で授業の展開が変わっていくときにここに縛られてしまう懸念があるということではないでしょうか。

(委員長)

利点にもとらえられることではありますけれども、専門調査会ではこの部分をマイナスにとらえたという理解でいいですね。そういうことでよろしいでしょうか。専門調査の意見も尊重しつつ、メリハリをつけながら委員の意見を尊重し、このあと整理する作業をしていただくということがかまいませんか。

(委員長)

さらに、まとめていく段階で最終このような事に配慮していくというようなご意見はないでしょうか。

(委員)

短時間でできたものですがメリハリがついたものになっています。この方向でお願いしたい。

総評のところに「工夫を要する点」からあげていくとなると、どういう内容を取り上げるか。もちろん様々な課題もあるかと思いますが、多面的で、問題解決的な学習、深い学びという観点でこういうところに課題があるのではないかと、という点で見ていたとき、ざっと取り上げていく。専門調査会の意見を尊重しながら、メリハリつけて記述をしていきたいと思います。

そう考えた時に、1ページの東書の場合、3のところに、「授業者の工夫が必要」とありますが、そもそも授業者は工夫や配慮をして授業をしていくべきなので、違和感を持っていました。特に工夫・配慮を要する点というのは教科書会社にとって、という意味だと思うのです。「～についてはやや弱い。」や「～についてはやや少ない。」という形の記述が必要ではないかと。この点8者の結果を見直していくということで総評の課題の部分がクリアになるのではないかと思います。

それから道徳ノートのあるなしについては、そのことがどういう良い効果があるのか、ということ、利点のところを、もう一度点検していただき、見直しをしていただきたい。

それから、表記のことですが、「特に優れている点」の、教育基本法のところ。ここは各者1点、もしくは2点とりあげられていますが、特長がありますよ、というピックアップをして1点でいいのでは。2点あれば、特長になる。表記に関して、学研のところをごらんください。2つの記述。「学習の方向については・・・」のところについては、他のところとは意味合いが違うのではないかと。そういうところも、整理していただけたらと思います。

(委員長)

4点ご意見いただきました。

(事務局)

4点目のところで、○の数については、「特に優れている点」をトータル15個にそろえています。教育基本法のところに差があるものは、他の項目に入れられないかを検討したいと思います。

(委員)

最終的なチェックの観点ですけれども、教出を例にとって。

礼儀とマナーについて2年生のことについて書かれています。横並びで見ると、ここだけが触れている。本当に礼儀とマナーのスキルトレーニングは教出が他に突出して優れているということであれ

ば、このままでもよいが、そうではないということであれば、他のものについても触れる必要がある。そういうチェック。横に比べることが必要になります。横で比べるということをお願いします。

次に、縦で比べるということ。教出の総評右上に「自分と異なる考えに触れたり」と2行目のところにありますが、下の「特に優れている点」のところに該当するところがないのです。そういうチェックをお願いしたい。おそらく、前のバージョンから訂正を重ねていく段階で文言が整理されていったということだと考えられます。最終バージョンで縦のチェックをお願いします。

もう1点、答申にどう生かすのか悩んでいるところですが、例えば日本の道徳ノートに、保護者記入欄というところがある。1年生から一貫してある。保護者が書かなければならない。理想論としては、保護者とのコミュニケーションとしてはよくわかるが、なかなか書いていただけない、書けない家庭があるのではないか。いろんな事情があるかと思う。ある子どもは、保護者欄に書かれてある。ある子は書かれてない。かといって、先生が配慮して「書かなくていいですよ」となると、ある保護者にとっては「欄があるのに書いていないじゃないか」ということで、質問に来る。こういうことで現場が混乱しないか。いろんな家庭があるんだ、という配慮は道徳にとっても大事なことです。こういうことをどう答申に載せていいかはわからないが、これは大阪の子という観点で大事な観点と思われれます。

(委員)

今のご指摘はもつともで、保護者に書いてもらうということは、大阪の場合は、外国の保護者の方が増えているという大阪の特徴もあり、読んで書くという点については配慮がいるのではないかと考えます。

(委員長)

大阪の実態に合わせる。教科書であるので、学校で子どもに何を教えるのか、という観点で点検を進めていこうと思います。

(委員長)

委員の皆さんから多くのご意見をいただきました。この後の進め方としては、非常に悩ましいですが、来週に日がせまっているということで、どのように進めていけばよろしいでしょうか。

(委員)

今話し合われてきましたことを事務局で加味していただいて、最初に校長先生が言われた「大阪の子どもが使い、大阪の教員が教える」ということを視点として、最後は委員長にお任せしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

(委員長)

委員長にというご意見をいただき大変荷が重いのですが、もう一度集まるというのは難しく、皆さんからいたご意見をもとに事務局と点検を進め、そこで熟考をもう一度行うということで、よろしいでしょうか。(拍手)

では私のほうに一任していただくということでよろしくをお願いします。(拍手)

(委員長)

長時間のご審議ありがとうございました。

7月21日の教育委員会会議における教育長への答申は、発行者の一覧表と答申資料を添えて、次のような報告をさせていただきたいと思います。ご確認ください。

平成29年6月8日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下、選定委員会という）は、教育委員会から「平成30年度使用小学校教科用図書の選定について」の諮問を受けました。

本選定委員会は、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づいて、教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意しながら適正に教科用図書の調査・研究を行いました。

今回は、種目「特別の教科 道徳」の8種・66点、つまり、8つの発行者から6学年分、一部の発行者は1学年2分冊になっていますので、総数66冊について、「専門調査会」「学校調査会」の調査・研究の報告をもとに、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考に、審議を進めました。

第1回選定委員会では、選定のための計画の立案、また、調査を進めるための「調査の観点」の作成等を行いました。「調査の観点」作成にあたっては、本市の施策と「道徳」との関連について話し合い、調査員がより理解しやすいように各学校に補足説明もいたしました。

「専門調査会」は、校長1名と教員4名の調査委員が合議のもと、各教科書の内容について、「調査の観点」に従って、詳細に調査・研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成いたしました。

「学校調査会」においても同様に、各学校において「調査の観点」に従って、発行者ごとに、特筆すべき事柄について具体的に文章で記述いたしました。

第2回、第3回の選定委員会では、各調査会の調査結果と教科書展示会のアンケートによる意見を事務局が集約し、資料として受け取りました。

選定委員会は、改めて種目ごとに「専門調査会」の代表から調査・研究の詳細について報告を受けるとともに、事務局から「学校調査会」の調査結果について報告を受けました。

答申の作成にあたっては、各調査会の調査結果をもとに、協議・検討を重ね、特筆すべき事柄の根拠を明らかにいたしました。

さらに、意見が分かれる点については、選定委員が実際に見本本を改めて調査し、審議を重ねました。審議を通して、大阪市教育振興基本計画等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとってより適切な教科書の調査研究に努めました。保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育センター代表とそれぞれの立場からのご意見をいただき、議論を重ね、答申を作成いたしました。

ここに、別紙の通り答申いたします。別紙1は教科書一覧表、別紙2は調査の観点、別紙3は答申でございます。どうぞよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。（拍手）

それでは、教育委員会の加藤指導部長より挨拶がございます。

5. 教育委員会あいさつ

(加藤指導部長)

選定委員会の終了にあたり、一言、お礼を申し上げます。

6月8日に大阪市教育委員会より諮問されました「平成30年度使用中学校教科用図書の選定について」これまで岡田選定委員長をはじめ、各委員の皆様には、答申資料の完成にいたるまで、多大なご努力をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

特に、6月1日に第1回選定委員会を開催してから、本日までの限られた期間内に完了しなければならないという制約の中で、皆様には、公私ご多用にもかかわらず、常に慎重かつ適切なご審議をいただき、答申資料としてまとめていただいたわけであります。

この作成いただきました答申資料は、7月21日の教育委員会会議にて、岡田選定委員長より答申いただきましたのち、8月9日頃の教育委員会会議において最終の採択を得る予定となっております。

その後、大阪府教育委員会に報告し、8月中旬には、各学校へ採択結果を通知する予定でございます。

いずれにいたしましても、6月1日以降、大変なご苦勞をおかけいたしました。

学識経験者としてご参加いただいた、大阪市立大学の添田様、大阪体育大学の岡崎様におかれましては、その専門性を生かし、我々の気づかない観点からも、多数のアドバイスをいただきました。

また、保護者代表として、大阪市PTA協議会 松山会長をはじめ4名の役員の皆様、学校協議会委員代表 香川様には、それぞれのお立場で教科書を見て、慣れない会議にも長時間携わっていただきました。

区担当教育次長として、ご参加いただきました 生野区区長 山口様におかれましては、本委員会へのご参加だけでなく、教科書センターの開設にもご協力いただきました。

また、校長先生方におかれましては、新たな教科書を手にも、子どもたちに指導する教員を思い浮かべながら、ご意見をいただきました。改めて、委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

皆様方には、暑さ一段と厳しくなる折、どうぞご自愛くださいますことをお祈りいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

事務連絡

(委員長)

最後に、事務局より事務連絡がございます。

(事務局)

まず「経費について」でございます。(以下、事務関連の説明)

(委員長)

皆様、本当にお疲れ様でした。これで平成30年度使用教科用図書選定委員会を終了いたします。本当に長い時間ありがとうございました。